



うめ

松浦会計事務所月報

編集 発行人
税理士
行政書士

松 浦 寛

事務所 〒652-0806
神戸市兵庫区西柳原町2番2号
TEL 078(685)1111
FAX 078(685)1110

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

国 税／令和7年分所得税の確定申告

2月16日～3月16日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月16日

(税務署窓口での申告書受付は2月2日から)

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月2日

国 税／6月決算法人の中間申告

3月2日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合)

3月2日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

3月2日

11日・建国記念の日
23日・天皇誕生日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

地方税／固定資産税(都市計画税)第4期分の納付
市町村の条例で定める日



所有不動産記録証明制度 相続登記の申請義務化(令和6年4月～)に伴う環境整備の一環として設けられた制度で、令和8年2月2日施行。特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を、登記官が一覧的にリスト化し、証明書として交付を受けることができ、相続登記が必要な不動産を把握する際に役立ちます。

令和7年分 確定申告のポイント

今年の確定申告は、基礎控除や給与所得控除の改正、特定親族特別控除の創設などの改正点がありますので、ポイントを確認します。

令和7年分の確定申告書の提出期限は、令和8年3月16日(月)です。

基礎控除の改正

従来、基礎控除額は最高48万円でしたが、10万円引き上げられて58万円になりました。さらに低所得者層の税負担に配慮する観点から、基礎控除の上乗せを恒久的措置として行うことになりました。【次頁図参照】

基礎控除の改正に伴って、扶養控除等の対象となる扶養親族

等の所得要件も改正されました。具体的には、扶養親族と同一生計配偶者の合計所得金額の要件とひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下に、勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下に、それぞれ10万円引き上げられました。

給与所得控除の改正

物価上昇と就業調整に対応する観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。具体的には、昨年までは給与の収入金額が162万5千円以下の人

の控除額は55万円、それ以上の人

は一定の算式で計算した金額が給与所得控除額でした。これが、給与の収入金額が190万円以下の人の控除額が65万円になりました。給与の収入金額が190万円を超える人の給与所得控除額には、改正はありません。

給与所得控除の改正に伴って、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必

要経費に算入する金額の最低保障額が65万円に引き上げられました。

特定親族特別控除の創設

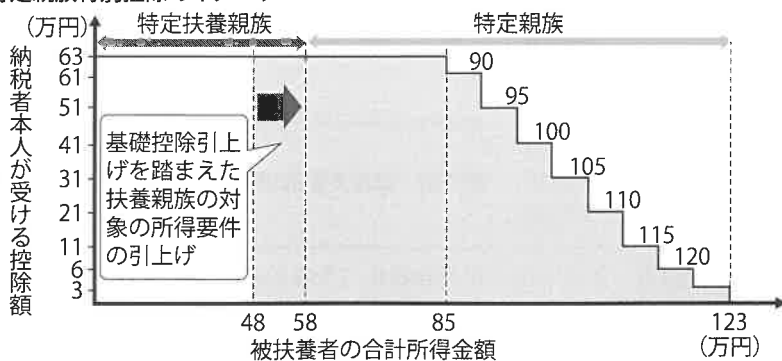
特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。ただし、配偶者や青色事業専従者として給与の支払いを受ける人、白色事業専従者を除きます。

特定親族の合計所得金額が85万円以下の場合、特定扶養親族と同額の所得控除が受けられ、85万円を超えた場合でも控除額が段階的に減減する仕組みになっています。【下図参照】

住宅ローン控除の拡充

急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯や若者夫婦世帯における住宅取得を支援する観点から、子育て世帯等について、住宅ローン控除における借入限度額の上乗せが行われました。

特定親族特別控除のイメージ



子育て世帯等とは、18歳以下の扶養親族を有する者、又は、自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者をいいます。借入限度額は、500万円から1千万円上乗せされています。

項目	チェック内容	☑
医療費控除	補てん金は、未収であっても見積もりにより計上	☐
	差引負担額から所得金額の5%（最高10万円）を差し引く	
	医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	
寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	☐
特定扶養親族・特定親族	対象者は、扶養親族のうちH15.1.2～H19.1.1生まれの人	☐
寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く、合計所得金額が500万円以下	☐
	夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離別の場合は扶養親族要件あり	
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得58万円以下、事実婚の状況にない	☐
配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	☐
配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	☐
住宅ローン控除	合計所得金額が2,000万円超は、適用不可	☐
	子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充有り	
源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	☐
予定納税額	第1期・第2期とも、未納があっても記載する	☐
第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	☐

一括評価金銭債権の範囲

普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額等が1億円以下であるもののうち一定のものは、貸倒引当金の繰り入れをすることができます。貸倒引当金の繰入限度額は、個別評価金銭債権と一括評価金銭債権とに区分して計算することとされています。一括評価金銭債権とは、売掛金や貸付金といった金銭債権で、個別評価金銭債権を除いたものをいいます。

具体的に、一括評価金銭債権に該当するものは、次のような金銭債権です。

1. 売掛金、貸付金
2. 未収の譲渡代金、未収地代家賃等、貸付金の未収利子などで、益金の額に算入されたもの
3. 他人のために立替払いをした場合の立替金（ただし、前払給料や概算払旅費などのように、将来精算される費用の前払いとして一時的に立替金などとして経理

されている金額を除く）

4. 未収の損害賠償金で益金の額に算入されたもの
5. 保証債務を履行した場合の求償権
6. 売掛金などの債権について取得した受取手形で裏書譲渡したものや割引をしたもの
7. その他一定の債権

一方、債権であっても、預貯金やその未収利子、未収配当などの債権や、敷金・保証金などの債権、手付金や前渡金などのように資産の取得の代価や費用の支出に充てるものとして支出した金額などは、一括評価金銭債権に該当しません。

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算は、期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に貸倒実績率を乗じて計算します。中小法人などの一定の法人については、上記の方法に代えて法定繰入率に基づく計算によることも認められています。

経理の豆知識

残高試算表の作成

会計業務では、日々のお金のやり取りをまとめて確認するため、様々な会計資料を作成します。作成する会計資料の一つに、残高試算表があります。

残高試算表は、勘定科目ごとに借方と貸方の残高を計算してまとめた表です。決算のときには、決算整理仕訳の前と後にそれぞれ残高試算表を作成することが一般的です。残高試算表は、法的には作成義務はありませんので、決算時にのみ作成する企業もあると思いますが、それ以外の時に作成する企業も多くあります。

定期的に残高試算表を作成すると、自社の業績をより早く確認することができ、早い段階で経営改善に取り組みやすくなります。前年同時期や前月・前々月などと比較することも可能です。また、金融機関から融資を受ける際にも、資料として提出することで企業の現況を表した資料として扱われます。

土地の贈与 ～賃貸借と使用貸借の違い～

同じ人が貸家とその敷地を所有している場合に、その敷地の贈与を受けたときは、貸家建付地の贈与を受けたことになりません。貸家建付地の価額は、自用としての価額から、自用としての価額に借地権割合と借家権割合と賃貸割合を乗じた金額を差し引いて求めます。この評価の対象となる宅地は、借家権

の目的となつてゐる家屋の敷地の用に供されてゐる宅地なので、借地借家法の適用がないとされている「社宅」の場合は、貸家建付地の評価は行いません。一方、使用貸借で借りてゐる土地の上に貸家を所有している場合にその敷地の贈与を受けた時は、貸家建付地ではなく自用地の贈与を受けたことになりません。なぜなら、使用貸借で土地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われるからです。